

## 国・大阪府の対応を踏まえた今後の本市の対応について

### 1. 経過

- ・ 国 4月7日 政府対策本部にて5月6日までを期間とする緊急事態宣言発令
- ・ 府 4月7日 府緊急事態措置として「外出の自粛」「イベントの開催自粛」要請
- ・ 市 4月8日 **第8回対策本部会議を開催し、府の要請内容を踏まえ本市方針決定**
- ・ 府 4月13日 府緊急事態措置の追加「施設の使用制限」の要請
- ・ 市 4月13日 **第9回本部会議において府の要請内容周知**
- ・ 国 4月16日 緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大
- ・ 国 5月4日 政府緊急事態宣言の期限を5月31日まで延長  
基本的対処方針の変更
- ・ 府 5月5日 5月7日以降の緊急事態措置の決定
- ・ 市 5月5日 **第11回対策本部会議開催**
- ・ 国 5月14日 39県に対する緊急事態宣言を解除（大阪府は継続）
- ・ 府 5月14日 5月16日以降の緊急事態措置の決定（一部緩和）
- ・ 市 5月15日 **第12回対策本部会議開催**
- ・ 国 5月21日 大阪府に対する緊急事態宣言を解除（兵庫県、京都府も解除）
- ・ 府 5月21日 5月23～29日の感染拡大防止に向けた取組みの決定
- ・ 市 5月22日 **第13回対策本部会議開催**

### 2. 大阪府における感染拡大防止に向けた取組みについて（資料2参照）

- ① 区域：大阪府全域
- ② 期間：令和2年 5月23日から5月29日
- ③ 実施の内容：

**緊急事態宣言の区域解除を受けて、これまで実施してきた緊急事態措置を原則解除**  
ただし、府内で未だ感染者が確認され、確立された治療法やワクチンもないことから、府民や事業者などに、適切な感染予防対策の実施とともに、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」登録・利用の協力を要請。

#### ● 外出について（特措法第24条第9項）

- ・ 府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。その際、特に次の内容について協力を要請
1. 接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること
  2. 不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること

● イベントの開催について（特措法第24条第9項）

- ・ 全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小した開催の協力を要請。

【協力要請の内容】

開催規模 屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数とすること

屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保すること

- ・ 全国の緊急事態宣言終了日以降、全国的かつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請
- ・ イベントの開催にあたっては、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請（府主催（共催）のイベントも同様の対応）

● 施設の使用制限について（特措法第24条第9項）

- ・ 全国でクラスターが発生した施設について、休止を要請（キャバレー、ナイトクラブ等の接客を伴う飲食店、カラオケボックスなどの遊興施設及びスポーツクラブ）
- ・ 上記以外のこれまで休止を要請していた施設は業界団体が専門家の知見を踏まえ作成したガイドラインの遵守を条件に休止要請を解除。不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。
- ・ 飲食店等に対する営業時間の制限要請は解除

3. 府の感染拡大防止に向けた取組みを踏まえての本市の対応方針

● 外出への対応

- 「新しい生活様式の実践の継続」について市民に協力を要請する。
- 「これまでにクラスターが発生した施設や『三つの密』を避けること」、「府県をまたいだ移動を控えること」を周知する。
- 堺市役所の新しい働き方のスタイルを含め、堺市民に向けた新しい生活様式「堺スタイル」を提示し、市民への定着を図る。

● イベントへの対応

- 「2. イベントの開催について」の方針に基づき協力を要請する。
- 市主催（共催）のイベントも同様の対応を行う。

● 施設の使用制限への対応

- 市有施設については、「2. 施設の使用制限について」の方針に従い、準備が整い次第、順次再開する。  
※本市の場合、屋内運動施設のトレーニングルームは引き続き閉鎖する。

- 民間施設（休止要請等）への要請に関しては、大阪府と連携して対応を図る。